

兵庫地方労働審議会 第 26 回家内労働部会

議事録

令和 7 年 2 月 7 日（金） 10 時 00 分～11 時 56 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益 代表委員	今井陽子委員、梅野巨利委員
家内労働者 代表委員	中西織絵委員、三村敏委員、森田直樹委員
委託者 代表委員	谷口幸史委員、藤嶋純子委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官、山中労働基準監督官
(1) 令和 6 年度家内労働対策について (2) 兵庫県電気機械器具製造業最低工賃について (3) 兵庫県靴下製造業最低工賃について (4) その他	
議 事 内 容	
<p>○飯田指導官 定刻になりましたのでただ今から兵庫県地方労働審議会第 26 回家内労働部会を開催いたします。 はじめに、事務局より労働基準部長の岡本から御挨拶を申し上げます。</p> <p>○岡本労働基準部長 労働基準部長の岡本でございます。 家内労働部会委員の皆様方には大変朝早くから、また、今年 1 番の寒気が流れ込む本当に厳しい寒さの中御出席をいただきましてありがとうございます。 この後、兵庫県の家内労働の状況等について事務局から説明させていただきますが、家内労働全体の状況について少しお話させていただきますと、最新の家内労働者数につきましては、1973 年から減少傾向が続いており、令和 5 年 10 月時点で約 94,000 人となっております。また、その中の約 9 割は女性の方が占めておられまして、年齢も 70 歳以上の方が 3 割、平均年齢が 60 歳と全体としては高齢の女性の方が従事されている状況でございます。 一方、一般の労働者の方に適用される最低賃金につきましてはコロナが明けまして、経済が回復基調であることや物価の高騰などの賃金引き上げの気運情勢の中で、最低</p>	

賃金が上がってきているという状況がございます。

そういった中で、今年度は電気機械器具製造業、そして靴下製造業について調査結果を踏まえまして、委員の皆様方に御議論いただくということで、家内労働の厳しい現状がある一方一般労働者の賃金が上がっているという、本当に難しい判断が求められる状況の中での御審議になりますけれども、是非忌憚のない御意見をいただきながら審議をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○飯田指導官

続きまして、定足数の確認をいたします。

本日は、公益代表の岡崎委員と委託者代表の鷺尾委員が欠席されていらっしゃいますが、7名の委員に御出席していただいておりますので、地方労働審議会令第8条第1項の規定による定足数を充足している事を御報告いたします。

また、本日の家内労働部会につきましては議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望はございませんでした。

本日の家内労働部会につきましては、昨年引き続き第12期家内労働部会委員に御参加いただいておりますので、今回は今年1回目の部会となります。

当部会委員が一部交代されておりますので御紹介させていただきます。

お手元にお配りしております資料1ページ目の資料1「家内労働部会委員名簿」を御覧ください。委託者代表委員といたしまして、昨年は中央会の瀬川委員がいらっしゃいましたが、昨年途中で退任されました。本日は、そのあと新たに任命されました谷口幸史委員に御出席いただいております。

では、谷口委員より一言御挨拶をお願いいたします。

○谷口委員

ただ今御紹介をいただきました、兵庫県中小企業団体中央会で専務を務める事になりました谷口と申します。

私も子供の頃、祖母が実際に家内労働をやっておりまして、そうめんを紙でくるむ仕事であったり、まさに今日も議題になっています靴下など家に巨大な段ボールが幾つか届いて、それをコツコツと内職していた記憶が子供の頃ございます。

それが、これからの審議に役立つかどうかというのは、あまり役立つことはないかも知れませんが、内職については自分の実家でそういったことをしていた経験だけは、記憶としては持っておりますので、微力ながら当委員として業務に務めさせていただきますのでこれからどうぞよろしくお願いいたします。

○飯田指導官

ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきましては今井部会長をお願いいたします。

○今井部会長

部会長を務めさせていただきます今井でございます。円滑に議事を進行出来るように努めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

初めにこの家内労働部会の議事録を御確認いただく委員を決めたいと思います。

今年からは、公益、労働者側、委託者側それぞれのお立場の中で、議事録確認をする方を1名ずつ推薦していただき、公益側1名、労働者側1名、委託者側1名で議事録の確認をしていただきたいと思いますのですが、皆様それでよろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○今井部会長

では、公益側としましては、部会長の私が議事録確認を行うこととしたいと思いますのですがよろしいでしょうか。

続きまして、労働者側の委員はどなたかに立候補していただけますでしょうか。

○森田委員

はい、森田でお願いします。

○今井部会長

はい、ありがとうございます。

では、委託者側の委員はどなたにされますか。

○谷口委員

はい、谷口でお願いします。

○今井部会長

ありがとうございます。

では、当部会における議事録確認については私と森田委員と谷口委員が行うこととしたいと思いますのですが、皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、次の議題に入ります。

議題(1)「令和6年度家内労働対策について」です。事務局から御説明お願いいたします。

○安積貸金室長

では、事務局より御説明させていただきます。貸金室長の安積です。よろしく願いいたします。

まず、家内労働について簡単に御説明させていただきたいと思います。家内労働とは、メーカー等から部品又は材料の提供を受け、物品の製造加工を行うものです。

発注する側を委託者、発注を受けて作業を行う側を家内労働者と言います。

また、家内労働者の同居の親族で、家内労働に従事する者を補助者と定義をしております。

定義につきましては、お手元にお配りしております参考資料で「家内労働関係法規」の1ページ目を御覧ください。こちらの家内労働法の定義を御覧いただきますと、第2条の第2号、第2項、第3項、第4項のところに、それぞれ家内労働者、委託者、補助者の説明がされております。御参照いただければと思います。

続きまして、家内労働部会の位置付けについて御説明させていただきます。資料3ページ目の資料2「兵庫地方労働審議会の構成、委員の職務等」を御覧ください。

この家内労働部会につきましては、兵庫地方労働審議会に設置されている常設の部会の1つとなっております。常設部会としましては、その下にありますように、家内労働部会と港湾労働部会と労働災害防止部会がございます。常設部会は、この実線で囲っている部会となっており、点線の部分、最低工賃専門部会につきましては実際に家内労働部会で改正の必要性があると決められた場合に、その金額審議を行うために臨時で設置するという位置付けとなっております。

続きまして、次の4ページを御覧いただけますでしょうか。4ページ目には委員、臨時委員の職務等の記載がございますが、家内労働部会の職務の項目につきましては、家内労働法第21条1項の規定による最低工賃専門部会が所掌する事項を除き、家内労働に関する専門事項を審議するとされております。

本日開催の、家内労働部会においては、最低工賃改正の方向性と家内労働全般についてのご審議をいただく位置付けとなっております。

この家内労働部会で、最低工賃の改正必要性があるという結論になれば、この後に別途、最低工賃専門部会を設置し、その専門部会で最低工賃額の金額改正の審議を行っていく流れになります。

続きまして、家内労働対策について御説明させていただきます。

全国の、家内労働状況についてですが、お手元にお配りしてあります冊子「家内労働のしおり」を御覧ください。

こちらの32ページ、33ページに家内労働の全国での設定状況が一覧表で記載されております。

全国の家内労働者数や委託者数は、いずれも減少傾向にあり、実際には家内労働者につきましては昭和48年をピークに、委託者につきましては昭和45年をピークとして、それ以降は減少しているという状況でございます。

33ページの上の表の右端を見させていただきますと、令和5年度最新の数字となっておりますが、家内労働者数につきましては94,262人、委託者につきましては6,869業者という事で共に大きく減少しており、特に家内労働者数につきましてはピーク時の昭和48年の約185万人から、直近では概ね20分の1以下、つまり5%の規模にまで

減少している状況となっております。

兵庫県内の状況につきまして、7ページを御覧ください。7ページの表1にありますとおり、兵庫県内の状況につきましても平成16年以降、減少している状況になってございます。

次の8ページの円グラフを御覧ください。こちらは家内労働者の業種別の状況を示しております。兵庫県内で家内労働者の多い業種につきましては繊維工業、電気機械器具製造業、紙加工品製造業、皮革製品製造業が多い状況となっております。繊維工業と電気機械器具製造業につきましては、全国的に家内労働者が多い業種ですが、それ以外の業種につきましては、兵庫県の地場の産業というところになってございます。

次の9ページから11ページは家内労働者・委託者の状況を、各監督署別、業種別に一覧にしているものでございます。兵庫県内の分布では、姫路、加古川、西脇、但馬といった地域で家内労働者が多い状況が認められ、それに比例して委託者も同様にその地域で多いというところの確認できます。

12ページの上側の表を御覧いただきますと、こちらは危険有害業務に従事する家内労働者の概況となっております。危険有害業務といいますのは、主に動力により駆動される機械が多いのですが、特に多いのが、縫製業での織機もしくはミシンといった機械が多い状況が認められます。危険有害業務としては、約530名が従事されているというところになってございます。

その12ページの下側の表につきましては、労働者災害補償保険法、労災の加入状況について示したものでございます。家内労働者につきましても、労働基準法が適用される労働者ではありませんけれども、準じて事務組合を作ってください、任意で労災保険に特別加入が出来るという位置付けになっておりますが、実際のところは労災の加入の実態は少ないことが確認していただけたと思います。

続きまして、13ページの資料4「令和6年度家内労働安全衛生指導員巡回指導結果」ですが、こちらは、家内労働安全衛生指導員の巡回指導結果を取りまとめたものとなっております。兵庫労働局では、現在指導員を1名委嘱しており、その指導員が委託者側の会社を訪問し、安全衛生又は一般的な家内労働に関する指導を行っております。今年度も、例年通り11社を回っていただきまして、主に家内労働手帳未交付や一部不良品の定めなし等についての指導を実施させていただいております。

また、14ページ資料5「令和6年度家内労働法に係る監督指導状況」ですが、こちらは労働基準監督署での監督指導状況となっております。各署年間1件程度の実施を予定しておりますが、令和6年度12月までの実績としましては、兵庫労働局内で2件の実施となっております。全国的にも、年間50件程度の実績しか上がっていないというところになってございます。兵庫労働局内で実施した2件につきましては法違反が共に認められ、内容といたしましては家内労働手帳の関係の違反と、毎年の報告が必要となる委託状況届の未提出という違反があったところでございます。

事務局からは以上の説明となります。

○今井部会長

令和6年度、家内労働対策についての説明をいただきました。

ただ今の事務局の説明等について御質問、御意見等がございましたら御発言お願いいたします。

○各委員

(特になし)

○今井部会長

特に御質問、御意見等ないようでございますので、議題(1)についてはここまでとさせていただきます、次に(2)「兵庫県電気機械器具製造業最低工賃について」に入ります。

ここでは、最低工賃の実態調査結果を基に御意見を伺うこととなりますが、その調査結果や御意見を伺う前に、まず最低工賃の概要について事務局から御説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

事務局で最低工賃について御説明させていただきます。

最低工賃については、一定の地域において一定の業務に従事する家内労働者について、その最低となる工賃額を定めているものとなっております。

お手元にお配りしております、冊子「家内労働のしおり」の22ページ・23ページを御覧ください。

ここに全国で設定されている家内労働の最低工賃の業種等がまとめて一覧表にされております。全国では93件の最低工賃が定まっている状況となっております。

全国的にも、繊維製品製造業、電気機械器具製造業の関係の2業種についての工賃設定が多くあるという状況となっております。

最低工賃につきましては、家内労働者の労働条件の改善を図る為、必要な業種に最低工賃を適正かつ公正に決定することが求められておりまして、3ヶ年の最低工賃の新設・改正計画を定め、それに基づいて検討を行っている状況となっております。

兵庫県につきましては、5つの最低工賃がございますので、こちらの5つを直近の3ヶ年計画では1年に2つ、2つ、1つで、3年をスパンとして計画を組ませていただいております。毎年2つか1つの最低工賃についての実態調査を実施し、当部会に報告することによりその新設、改正や廃止の審議をしていただいている状況になってございます。

お配りしてあります部会資料21ページの資料7「第14次最低工賃新設・改正計画及び実施状況」を御覧ください。

第14次最低工賃新設改正計画となっているものです。

最低工賃の考え方について、「1改正について」とあり、(1)「計画的な改正」とされており、そこでは、「実効性の確保を図る為に3年を周期として計画的に見直しを行なうこと」とされており、

続きまして「2新設について」を御覧ください。新設につきましては、関係団体から新設の要請が出されていることや、継続性のある業種で、適用家内労働者が300人以上在籍していること、今後も増加傾向であり、最低工賃を設定する事が望まれる状況にあるものについて新設の審議を図る事になっております。兵庫県の家内労働の状況は先程申し上げましたように、現状は減少傾向にあり、関係団体からの要請もないという現状でありますので、新設についての御審議はいただくような状況には至っておりません。

見直しにつきましては、廃止もしくは改正の有無を判断することになりますが、まず廃止について御説明をさせていただきます。21ページの「3廃止について」との記載がございますが、そこでは、該当する作業についての家内労働者数が100人未満に減少し、将来も増加をする見通しが無い場合、要するに実効性を失っているという場合については統合・整理等を検討し、更に難しい場合については廃止を検討することがまとめられてございます。

改正につきましては、当該最低工賃にある程度、実効性がある場合で家内労働者の工賃の状況あるいは委託者の状況から、当該産業の最低工賃の引き上げや統合が必要な場合について改正を検討することとなっております。

最低工賃の新設・改正の場合は、地方労働審議会諮問を行いまして、最低工賃専門部会を設置し、最低工賃の金額審議を行う流れになってございます。

最低工賃を改正する場合に設置する最低工賃専門部会におきましては、金額調整、金額審議を行っていただくわけですが、家内労働部会におきましては、その前段階における方向性、つまり改正をするかしないか、廃止を検討すべきかどうか等についてこれから御説明させていただきます実態調査の結果等を踏まえて、当部会で御審議をいただく流れになってございます。

今年度は、第14次最低工賃新設改正計画3年目の最終年となっております。実体的な部分で言いますと、22ページの表の1番下、令和6年度につきましては、兵庫県電気機械器具製造業最低工賃と兵庫県靴下製造業最低工賃の2業種について、計画に沿って事務局で実態調査を実施しております。

以上、最低工賃の流れについて簡単に御説明をさせていただきました。

○今井部会長

事務局から最低工賃全体について、御説明をいただきましたが、御意見、御質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

○各委員

(特になし)

○今井部会長

それでは、2業種の最低工賃についての審議に移ります。

兵庫県電気機械器具製造業最低工賃に関しまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○山中労働基準監督官

賃金室の山中です。私から、電気機械器具製造業に関する資料説明をさせていただきます。

(以下の資料について説明)

資料6 「兵庫県の最低賃金」

資料8 「兵庫県電気機械器具製造業最低工賃の推移」

資料9 「兵庫県電気機械器具製造業に係る用語説明」

資料10 「兵庫県電気機械器具製造業家内労働実態調査結果報告書」

最後に、調査結果を踏まえた事務局としての方針になりますが、今年度の電気機械器具製造業最低工賃については、改正見送りが妥当ではないかと考えておりますので、その旨御提案させていただきます。

こちらの理由といたしましては、県内の電気機械器具製造業に係る委託者数・家内労働者数ともに減少傾向を辿っていること。最低工賃設定業務に対する、委託者数、家内労働者数を調査したところ、委託者数については印刷回路基板について1社、ワイヤーハーネスについては7社の合計8社、家内労働者数については、印刷回路基板15名、ワイヤーハーネス85名の合計100名となっており、過去の調査からその数が減少傾向を辿っていることから将来においても増加の見通しが認められないこと。各委託者が最低工賃業務を委託する場合の委託額を調査したところ、最低の工賃額については現行の最低工賃近傍のものが多いこととなっております。

現状、電気機械器具製造業の最低工賃設定業務従事者が廃止基準の100名ちょうどとなっているのですけれども、こちらについて100名になったばかりという事で、次回の調査時に状況を確認する事が妥当ではないかと考えております。私の説明は、以上となります。引き続き御審議をよろしくをお願いいたします。

○今井部会長

ただ今の事務局からの質問御意見等がございましたら、御発言よろしくをお願いいたします。

○藤嶋委員

結論付けをするところについて、このまま見送るということに対して異議はございません。

今から質問させていただく趣旨は、部長も冒頭におっしゃられましたように、賃金引上げの背景があるということと、日本の経済界の企業では全体的に人手不足がとて大きな課題になっている中で、例えば、弊社などでも外国人採用をかなり積極的に行っています。いかに人手を確保し、働いていただくかという観点から見た時に、長い間家内労働者の女性の方がやっていたらっしゃるのは、やはりそれなりのノウハウをお持ちだったりするのだらうなと感じております。このような方々が、現状の仕事だけではなくて、委託者が事業の内容を少しずつ新しいところに持って行かれる時に、「こんな事やってくれたら、すごく助かるんだけど。」「ああ、じゃあ、設備をどうしましょうかね。」というふうなやり取りがあると、賃金下がるばかりというような悪循環よりかは、好転しないかな、ウィン・ウィンにならないかなと思っております。

御質問をしたかったのは、そのようなやりとりが、家内労働者の方と委託の会社さんとの間でないのでしょうかということです。

○岡本労働基準部長

そのようなやりとりはおそらくないものと思います。

女性が多いのは、やはり本来ならば外に出て行って、現場の工場などで働ける方はそうしたいのだらうと思うのですが、空いた時間で、日本人は本当に真面目なのでその間でやればということがまず動機付けであろうかなと思います。

そういった中で、工賃を上げて欲しいと感じているとは思いますが、正直電気産業でも、手作業でやらざるを得ない部分が残っていて、その業務に従事していただいているということで、企業としては機械で作業をすべてやってしまいたいという方向性があるので、工賃が上がるような方向だと、企業はお考えになってないのではないかと思います。靴下の方で今回現場を回らせていただいたのですけれども、今のご時世、物価が上がってきてそれをいかに様々な業界、また色々な所で働く方々に対してそういう恩恵を受ける、つまり価格転嫁が出来るかというところが今は重要かと思っています。実態調査結果でも委託そのものが、減ってきていて賃金も上げてほしいけども、現状維持と言いますか、今の仕事量を確保してほしいというような御意見もございました。賃金が上がっていく中で、そういった現状維持、仕事量の確保だけを優先せざるを得ないような、厳しい現状が家内労働全体の中であるのかなと思っております。

○藤嶋委員

あまり現実的ではない現状ということだと思います。委託会社さんの委託を継続できるかなという不安のお声も報告書に記載されておりましたのは理解いたしました。御説明ありがとうございます。

○今井部会長

他に御意見・御質問等ございませんでしょうか。これ以上御質問がないようでしたら、議題2について意見を取りまとめたいと思います。実態について御説明をいただ

いたところですが、全体的には県内の電気機械器具製造業に係る委託者数・家内労働者数ともに減少傾向を辿っており、増加の見通しが認められないことや、その委託者数については印刷回路基板1社、ワイヤーハーネス7社の合計8社で家内労働者数については印刷回路基板で15名、ワイヤーハーネスで85名の合計100名で設定の最低工賃、適応対象である委託者で家内労働者数ともに非常に限定的であること。また、委託者の実態の最低の工賃額については設定された最低工賃額希望のものが多く、非常に厳しい経営環境にあると考えられること。また現状、電気機械器具製造業の最低工賃設定業務従事者は設定最低工賃の廃止基準100名ちょうどとなったばかりであることから、次の調査までは状況を確認していくことが、適切と考えられることなどが確認されました。

以上のことから、この兵庫県電気機械器具製造業最低工賃につきましては、改正諮問を見送ることとしたいと思いたしますがよろしいでしょうか。

○各委員
(異議なし)

○今井部会長

ありがとうございます。

それでは、当部会としましては兵庫県電気機械器具製造業最低工賃については改正諮問の見送りが妥当であるとの結論に至りました。

続きまして、議題(3)「兵庫県靴下製造業最低工賃について」の審議に入ります。事務局より御説明お願いいたします。

○安積賃金室長

はい。私から、靴下製造業の最低工賃に関する資料等について説明をさせていただきます。

(以下の資料について説明)

資料6 「兵庫県の最低賃金」

資料11 「靴下製造業の企業数・生産数量等」

資料12 「兵庫県靴下製造業最低工賃の推移」

資料13 「兵庫県靴下製造業に係る用語説明」

資料14 「兵庫県靴下製造業家内労働実態調査結果報告書」

最後に、調査結果を踏まえた事務局としての方針意見としましては、今年度の兵庫県靴下製造業最低工賃については、改正の必要性があるのではないかと考えております。その理由といたしましては、先ほど御報告させていただきました状況等を踏まえて、まず現在の靴下製造業の最低工賃については平成13年6月14日に改正されて以降、その後20年以上改正されていないことと、最低工賃に対する家内労働者の意見と

して最低工賃を引き上げて欲しいという、多くの意見があったこと。あと、靴下製造業最低工賃は全国で、兵庫県と奈良県の2県のみで設定されているものですが、工賃設定の業務区分が完全に一致する訳ではないのですけれども、お手元の資料「奈良県靴下製造業の最低工賃が改正されます。」を御覧いただきますと、奈良県の方でも令和6年8月25日に最低工賃が改正されるということがございます。業務の設定区分等が全く兵庫県と一致する訳ではありませんし、その金額につきましてはどちらが高い、低いというところは様々あるのですけれども、全国シェアで6割を占めている奈良県も、昨年工賃改正されているとのことから兵庫県もそういうタイミングになっているのではないかとということも理由の1つと考えております。それ以外にもリンクミシンによるかぎりの作業について、先ほど御覧いただきましたように、設定している最低工賃額よりも実際支払われている最下限の工賃額が高い水準となっている状況があります。

以上を踏まえまして、今回、靴下製造業の最低工賃につきましては改正の必要性ありということをお意見としてお伝えさせていただきたいと思っております。

以上、事務局からの御説明とさせていただきます。引き続きよろしく御審議の程お願いいたします。

○今井部会長

ありがとうございます。ただ今の、事務局からの提案につきまして労働者側、委託者側で御意見を集約するにあたって、それぞれ別室での打ち合わせは必要でしょうか。

○各委員

はい。

(労働者側委員、使用者側委員別室にて打ち合わせ)

○今井部会長

それでは、審議を再開させていただきたいと思っております。

まず、事務局の御提案に関しまして、労働者側の御意見からお聞かせいただくことでお願い出来ますでしょうか。

○三村委員

代表として私の方から申し上げます。

委託者側委員の方の色々な思いも十分認識する中で、あえて労働者側としての思いというものを述べさせていただくと、靴下の関係については事務局の説明内容も十分に認識もさせていただいておりますし、私の地元も、繊維の関係で地場産業の播州織がありますので、繊維関係の事情などもよく分かっております。その上で1つ、今日も色々と資料を提供いただいた中で先ほどの作業工程の分かる写真付きの資料を見ま

すと細かい作業ですし、非常に手間暇のかかる作業だと十分わかりました。加えて、奈良の靴下産業の最低工賃が改正されるという事で、これも比較対象になる部分があるということで、数量的な部分で占める割合が奈良県は多いですから、それを単純に兵庫と置き換えて比べるのもいかなものかなという思いもあります。かたや、同じような作業で奈良県の基準、水準で出来ている実態があるというのも見させていただいた中で、資料の98ページの中の1デカあたりの工賃の最低額ということで、これは委託者に対する調査結果ということですので、この数字が兵庫の工賃額の現状であるというところを見ても、特にリンクミシンの針目数201以上、200以下で区分をされている中で、それぞれの設定最低工賃額が152円と135円であり、実態としては、160円や150円のそれぞれの最低工賃水準が上回っています。ここを見た時に、設定最低工賃額を今の水準、実態最低工賃額に何とか合わせていただきたいという思いがあります。

それ以外の業務についても、設定されている最低工賃額を軸に若干、上振れではあるかなとも思いますが、1円なり2円なり上げて行くということは、もちろん影響があるだろうということも見えるところであります。改正の仕方ということでも一律各項目、業務内容についての改定というのは、やはり求めていかないといけないとは思いますが、今出来る部分で出来るということをするのであれば、まずリンクの業務の2項目については最低限、実態に合わせて行くということも、考えていかなければいけないと思います。それ以上を求めると難しさというのも実態としてはあるのだろうと思いますので、そういったやり方がいいのかどうかというのもありますが、家内労働部会の中で、改正見送りというのが長く続いて来ていますので、労働者側の方々も最賃の今の推移というのも、かなり意識をされているのだろうなと思います。

これだけ賃上げというのが2年3年と物価上昇を上回るような勢いの中で上がって来ています。とはいえ、まだまだ実質賃金というのは上振れしてないというのものもある中で、我々もこれから一般労働者の交渉に入りますが、非常に大きな目標値が出て、実質賃金を上げていこうとなっておりますので、家内労働の労働者の方々も、そこら辺は凄く意識をされていると思います。ただ、年齢的な部分であるとかというのを考えますと、高齢の方でもありますから切実な思いとして今の数量を何とか維持していただいて、満足はされてないにしても、月平均で3万円から4万円くらい水準を今後も維持したいなという思いも中にはあるのかなと思います。そこを、あえて大きく最低工賃の改正をすると、もちろん委託者側の影響も計り知れない部分があると思います。それから、最低工賃を引き上げることが大きく影響して廃業に追い込まれるという事になるのであれば、1番困られるのは労働者の方であろうと思いますし、主たる生計ではないにしても、大事なところであると思いますので、出来得るところからの金額改正を何とかしていただきたいという思いはあります。それに加えて、出来る事ならば、それに合わせて、その他の業務の最小限の数字改定というのもそれぞれ変えていきたいと思います。今後の事もありますので、何とか改正出来る体制、環境を意識していただきながら、委託者側の方に価格転嫁の問題に取り組んでいただかなければ

ればならないと思います。価格転嫁はまだまだ時間もかかるでしょうし、労務費に回って来るのは後々になるので企業努力という形で賃上げをやっていますから、非常に難しい問題でもあるのですが、思いとしては、金額改定ということで事務局が思われていることに、我々としても何とか賛同させていただきたいと思ひますし、御理解いただけると非常にありがたいと思ひています。

○今井部会長

はい、ありがとうございます。

続きまして委託者側委員の方から御意見をお願いいたします。

○谷口委員

それでは、委託者側として谷口から意見をお伝えしたいと思ひます。

この状況については、事前に、本日御欠席の鷺尾委員ともお話をさせていただいております。私が今、所属している中小企業団体中央会というのは、各種中小企業の連携組織を支援する団体ですので、そんな中で組合組織というのは連携組織に当たりませんが組合組織の中で、特に兵庫県として重視しているのは地場産業の組合で、非常に大切な連携組織の一つです。靴下組合というのは、まさに地場産業でございまして、その理事長という立場で鷺尾委員とも色々お話する中で、これも事務局の方が色々御説明したとおりで、特に中国を含めて海外の安い靴下、繊維製品がどんどん日本に入ってきています。それは、ここ数年の話ではなく前からですが、企業は地場産業の維持に必死になって取り組んでおられます。

そのような中でデフレも含めてコストが中々上げられる、状況ではなく、コストはかかるのに自社の製品に対しての価格の値上げというのは難しい状況がずっと続いており、今までは何とかやってこられたところを、最近最低賃金も含めて国が賃上げに力を入れているので、どうしても雇用を守るという意味で防衛的な賃上げをせざるを得ない状況がここ最近、中小企業の経営を厳しくしています。今は利益がほとんど出ない中でも、従業員に転職などを踏み留まってくれたいために少ない利益を更に切り崩して従業員の賃上げをしているという状態で、収支がぎりぎりのところに来ていますので、賃上げというのは難しい状態にあります。それは靴下組合以外の中小企業でも似たような状況ですが、そういう状況を抱えつつも、先程、事務局から御説明いただいたとおりで、奈良県の状況や、実際に従事していただいている家内労働者の方の意見等々を踏まえると、苦しい中でも委託者側としても改正については、やむを得ないと考えており、何とか協力をしたいという思いを理事長さんとしてお持ちだというふうに事前にお話をお伺いしております。

実態調査でも、家内労働者の意見 106 ページにありますとおり、工賃値上げの意見をいただいている方は 40 代の方ということで、比較的年齢層が高い中で、地場産業である靴下の製造をこれから家内労働者として、支えていただきたいような方にも、引き続き靴下製造に携わっていただきたいと思ひますし、経営も厳しい中ではあ

りますけれども、私の立場としては中央会として地場産業を守って維持して行くためには、こういった方の意見にも耳を傾ける必要があると考えておりますので、改正については鷲尾理事長の意見を代弁する形にはなりますが改正の必要有りという意見を申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○今井部会長

ありがとうございます。

労働者側、委託者側双方からの御意見を伺いましたので、それらの御意見を踏まえた上で、議題3について当部会としての意見を取りまとめたいと思います。

ここまでの事務局からの報告や各委員の御意見から、現在の靴下製造業の最低工賃については20年以上改正がされていないこと。最低工賃に対する家内労働者の意見として最低工賃を引き上げて欲しいという意見が多くあったこと。靴下製造業の最低工賃は、全国で兵庫県、奈良県2県のみで設定されているもので、状況が異なる場所がありますけれども、奈良県においては令和6年に最低工賃が改定されている状況が認められること。リンキングミシンによるかぎりの作業については、最下限工賃額が現行の最低工賃額を上回っており、比較的高水準での推移が認められる状況にあること。また、労働者側の御意見からも、様々な状況を認識した上で改正の必要性ありを主張したいが、改正の影響で廃業してしまうことは望ましくないもので、その辺りも配慮しつつ、出来る所からの金額改正をしていきたいという御意見をいただいたこと。委託者側からは、海外製品の流入やコスト高、賃上げなど様々な厳しい面にさらされて、ぎりぎりの状態ではあるけれども事務局からの説明や、奈良県の状況など様々なことを踏まえまして、改正の必要があるという御意見をいただいたことが確認出来ました。

各御意見、各状況を踏まえまして、兵庫県靴下製造業最低工賃につきましては、改正の必要性が有るという事で諮問をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○今井部会長

ありがとうございます。

それでは、当部会としましてはこれまでの審議会結果を踏まえて、議題2と議題3を合わせて確認させていただきます。

まず、兵庫県電気機械器具製造業最低工賃については、改正諮問の見送りとし、兵庫県靴下製造業最低工賃については、改正の必要性有りとしたしたいと思います。そこで、兵庫県地方労働審議会に対して、改正諮問を見送る兵庫県電気機械器具製造業最低工賃については口答で部会報告を行います。改正の必要性有りとした兵庫県靴下製造業最低工賃については文書で部会報告案を作成し、兵庫地方労働審議会に報告を行い、

その後、兵庫労働局長から兵庫地方労働審議会会長に対して諮問を行なっていただくこととしたいと思います。

では、事務局の方から、兵庫県靴下製造業最低工賃についての報告案の作成をお願いいたします。

○安積賃金室長

準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局が当該文書を準備し、部会長確認後、各委員に配布)

○今井部会長

それでは、兵庫県靴下製造業最低工賃についての報告書案の確認を行います。事務局の方で読み上げていただけますか。

○飯田指導官

それでは、読み上げさせていただきます。

令和7年2月7日

兵庫地方労働審議会会長 松尾俊彦殿

兵庫地方労働審議会家内労働部会部会長 今井陽子

兵庫県靴下製造業最低工賃の改正決定について（報告）

令和7年2月7日兵庫地方労働審議会家内労働部会において、標記について慎重に審議を重ねた結果、兵庫県靴下製造業最低工賃について改正決定することが必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった等部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員 今井陽子、梅野巨利、岡崎利美

家内労働者代表委員 中西織絵、三村敏、森田直樹

委託者代表委員 谷口幸史、藤嶋純子、鷺尾吉正

以上です。

○今井部会長

ありがとうございました。この報告書案について何か御意見はありますか。

○各委員

(特になし)

○今井部会長

特に御意見が無いようですので、この案を採用し、案という部分を削除した上で当部会の正式な報告書といたします。

それでは、事務局から今後の予定について御説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

では、事務局より今後の予定につきまして御説明をさせていただきます。

本日、兵庫県電気機械器具製造業最低工賃につきましては改正見送りとし、兵庫県靴下製造業最低工賃につきましては、改正の必要性有りとの結論をいただきましたので、この結果につきまして2月18日に予定されております、兵庫地方労働審議会において部会報告として今井部会長から地労審の会長に御報告をいただく予定となっております。

その報告に基づいて、兵庫労働局長から改正諮問を回って行く予定となっております。改正諮問を行いましたら、兵庫労働局の掲示板等に関係家内労働者や関係委託者からの意見を求める、意見聴取に関する公示を行います。

それらを踏まえまして、最低工賃の改正金額審議を行なうために、別途最低工賃専門部会を設置させていただきます。この委員につきましては、公益側委員3名、労働者側委員3名、委託者側委員3名となり、その委員の方の指名につきましては、議事に関係のある方のうちから後日、地方労働審議会の会長から別途指名させていただく予定となっております。通知につきましては、個別にメールにて通知させていただきます。

最低工賃専門部会の開催につきましては、その委員の方に別途、事前に日程調整をさせていただいた上で開催したいと考えております。改正諮問後の意見聴取の期間や、委員の指名手続きを終えて、そこから日程調整の上での専門部会の開催となりますので、今年4月から5月の間で専門部会の開催を行いたいと考えております。

事務局からは以上となります。

○今井部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明に対して何か御質問等ありますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○今井部会長

無いようですので、最後に議題(4)「その他」についてですが、委員の方から全体を通して確認事項等はございませんでしょうか。

○各委員
(特になし)

○今井部会長
特に無いようですので、最後に事務局から何か連絡事項等ございますでしょうか。

○飯田指導官
本日の部会の議事録につきましては、部会の冒頭で確認させていただきましたとおり、公益代表、家内労働者代表、委託者代表の議事録確認担当の各委員の方に議事録案をメールでお送りさせていただきます。それを御確認いただいた上で修正等があれば修正した後、事務局よりホームページに掲載する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

○今井部会長
ありがとうございます。
他に無いようですので、これで第26回家内労働部会を終了させていただきます。
ありがとうございました。